

# 被災者生活再建支援制度（給付）

## 制度の主旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害（＝居住実態のある住居のみ）を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（被災者生活再建支援法　八丈町：R7.11.10～法適用）

## 対象・支援金額

損害程度	国制度		都制度
全壊	<u>基礎支援金</u>	<u>加算支援金</u> [建設/購入]200 (150) 万円 [補修]100 (75) 万円 [賃貸]50 (37.5) 万円	
解体	100 (75) 万円		×
大規模半壊	<u>基礎支援金</u> 50 (37.5) 万円		
中規模半壊	×	<u>加算支援金</u> [建設/購入]100 (75) 万円 [補修]50 (37.5) 万円 [賃貸]25 (18.75) 万円	<u>加算支援金</u> [建設/購入]100 (75) 万円 [補修]70 (52.5) 万円 [賃貸]55 (41.25) 万円
半壊	×		<u>加算支援金</u> [建設/購入]200 (150) 万円 [補修]120 (90) 万円 [賃貸]80 (60) 万円

※ () 内は単身世帯の場合 ⇒ それぞれの金額の3/4

<基礎支援金>…住宅の被害程度に応じて支給する支援金

⇒ 罹災証明が当てはまれば申請可

<加算支援金>…住宅の再建方法に応じて支給する支援金

⇒ 「建設」「購入」「補修」「新規賃貸契約」のどれかをする場合

## 損害程度について

- 全壊（50%～）
- 大規模半壊（40～50%）
- 中規模半壊（30～40%）
- 半壊（20～30%）

⇒それぞれ罹災証明書に記載がある。

## 解体について

- 半壊解体
- 敷地被害解体

⇒「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」の罹災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である場合や、修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象

## 申請期間

### <国制度>

- ①基礎支援金 = 災害のあった日から13カ月の間 = 令和8年11月9日（月）
- ②加算支援金 = 災害のあった日から37カ月の間 = 令和10年11月8日（水）

### <都制度>

- ①加算支援金 = 災害のあった日から37カ月の間 = 令和10年11月8日（水）

※都制度に基礎支援金はない

## 申請書類＜基礎支援金＞

①被災者生活再建支援金支給申請書（国制度用・都制度用 それぞれ必要）

②罹災証明書（コピー可）

③住民票の写し（マイナンバーで省略可）（手数料無料で発行可）

⇒被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分の住民票

⇒住民票と居住実態が異なる場合は【居住証明書】を添付

④預金通帳の写し（公金受取口座の登録があればマイナンバーで省略可）

⇒金融機関名、支店名、預金種目、口座番号（ゆうちょは記号番号）、

口座名義がわかるもの

⇒世帯主以外の口座に振込を希望する場合は【委任状】が必要

—————↓解体の場合のみ—————

⑤解体証明書（市町村発行）または滅失登記簿謄本（法務局発行）

—————↓敷地被害解体の場合は加えて—————

⑥敷地被害証明書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真等）

## 申請書類＜加算支援金＞

※上記①～⑥に加えて

⑦契約書等の写し（工事請負契約書、不動産売買契約書、建物賃貸契約書 など）

「補修」区分で契約を締結しない場合は見積書+領収書、注文書+注文請書 など

## 注意事項

- 借家やアパート等の賃貸住宅でも対象となる
- 住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象外(大屋さんも)
- 先に基礎支援金のみ申請を行うことも、同時に加算支援金も申請することも可
- 再建先は日本国内であれば同じ土地でなくても可
- 再建先に居住しない場合は加算支援金は対象外
- 被災直後に一時的にアパートを借り、その後申請期限内に新築する場合、「賃借」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができる。（差額支給）
- 「建設・購入」「補修」のどちらかで申請した場合は、生活再建は完了したとみなされるのでその後差額申請等はできない
- 「補修」について、他制度「応急修理」との併用は実費負担分の契約書があれば可
- 「賃借」について、自己負担費用が発生しない場合・公営の場合・仮住まいの場合は対象外
- 支援金は確定申告に記載する必要なし
- 住民票があれば外国人でも申請可
- 申請から振込までには約 1~2 ヶ月の時間がかかる

詳しくは担当課までお問い合わせください

八丈町役場 1 階 7 番カウンター

福祉健康課厚生係 04996-2-5570